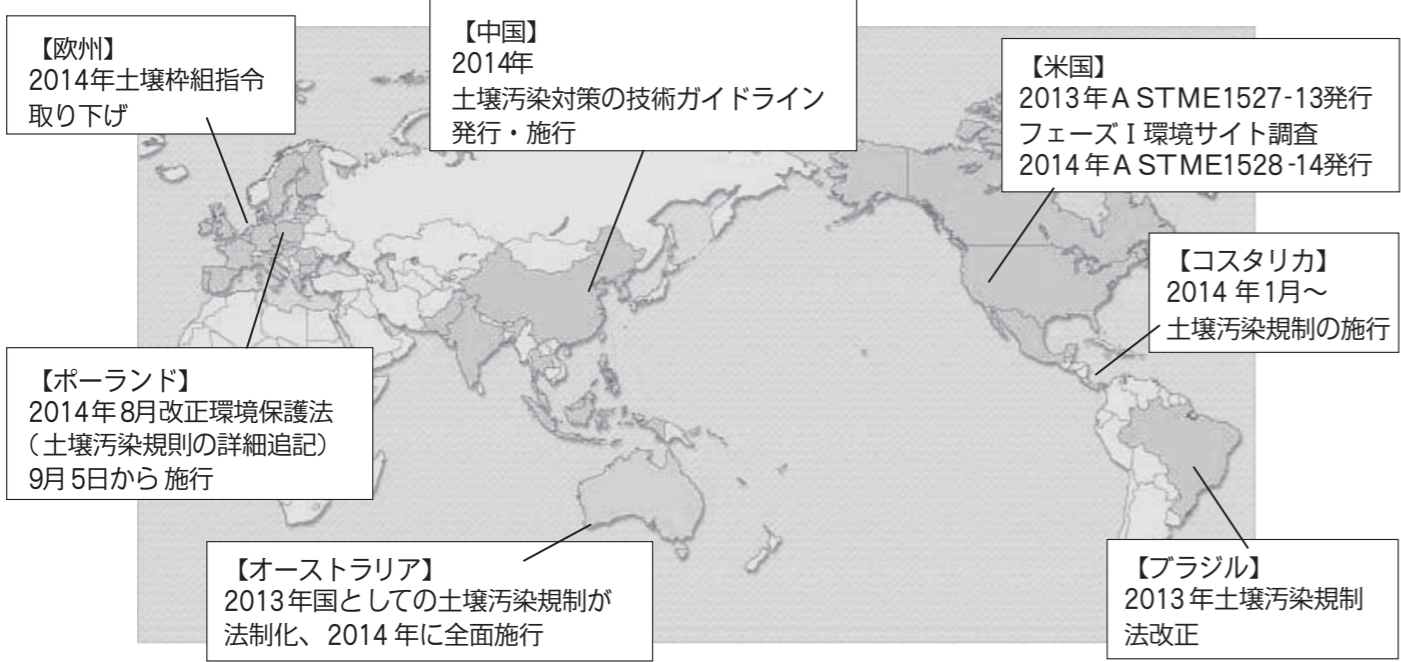


# 海外における土壌環境規制の現状



2013~2014年の世界各国における土壌汚染関連法令の主な動向

## 法整備のない地域でも無視できない土壌リスク

国内と異なる諸外国の土壌汚染制度と主な留意点等

	諸外国での土壌汚染対策の制度として日本の法制度や実務と異なる点	コンプライアンス上の主な留意点や海外企業の対応例
法律上の責任者	汚染者責任制度を原則としながら、所有者、採掘者、廃棄物の運搬や協力した関係者、何らかの便益を得た関係者等が含まれる場合がある。	・施設のリースや賃借する場合においても事前調査が重要になる。 ・海外企業では調査に環境汚染債務や保険での補償範囲の確認を行っているケースもある。
法律上の責任原則	過失責任、連帯責任、無過失責任が問われることがある。	・売却後も汚染原因者の範囲に該当する場合は、訴訟や費用負担責任が生じることがある。 ・海外企業では、一部の保有地は、売却せずに保有する方針をもつ企業もある。
行政への報告義務、浄化責任の範囲や罰則規定	自主的な浄化についても報告義務が課せられる国や地域もある。自然資源(水圏や生態系)の汚染について補償義務がある国や地域もある。違反日数に応じた罰金制度が適用される場合もある。管理者等への罰則が科されるケースもある。	・国や州等の法規制を確認する。 ・事前調査の場合において、周辺の環境リスクに加え、影響のあるサイト等の調査結果を確認する。 ・海外企業では、定期的な法令確認と迅速な対応のため、本社で海外拠点の環境管理の最新情報を把握できる仕組みを導入している。

出所: 各国法令や公表情報等からFINEV作成

イギリスでは、過去10年間実施していた土壌汚染対策について検証が行われ、12年に法改正が行われて、従前の法律も一部は、土壌汚染対策に過度に保守的であったことが指摘され、浄化が必要ではない土地の浄化対策まで講じられてきた。このため、改正後は健康被害と水源への自然環境への悪影響が明確に分離された。改正後は、健康被害と水源への自然環境への悪影響が明確に分離された。改正後は、健康被害と水源への自然環境への悪影響が明確に分離された。

オーストラリアでは、89年から土壌汚染法が適用されているが、実際には各州による規制により、国全体で一貫した制度を構築するために、昨年5月に連邦政府から国家環境保護法を改正し、土壌汚染に関する詳細な規定が発表された。1年間の移行期間を経て2014年5月から連

邦ガイドラインに沿った州規制の変更も行われている。オーストラリアは、土壌汚染調査や対策を行うコンサルタントの資格認定のほか、実施された調査や対策を行政に提出する際に、監査人による監査を受ける必要がある。また、汚染現場の調査や対策を行う際には、資格認定を受けた調査や対策を行うコンサルタントの資格認定を受ける必要がある。また、汚染現場の調査や対策を行う際には、資格認定を受けた調査や対策を行うコンサルタントの資格認定を受ける必要がある。

日本企業の海外拠点が増加する中、海外での土壌汚染規制も改正または新規法制化が続いており、環境リスクの管理に適切に対応することが重要になってきている。また、海外での土壌汚染規制も改正または新規法制化が続いており、環境リスクの管理に適切に対応することが重要になってきている。

正された中国の環境基本法に於いて、土壌汚染防止法(2014年1月)から施行されるが、この環境保護法は、世界で最も厳格な環境基本法の一つとされている。この環境保護法の違反や汚染者等に対する罰則は、従来の環境法の基本となる罰則よりも厳格である。また、環境法遵守により留意するよう求められる。

EU圏全体では約3000万の潜在的な汚染サイトがあり、その25万サイトは浄化が必要であると推定されている。また、EU圏全体の土壌汚染調査報告書は、25年までに5割程度汚染が解消される見込みである。

EU圏全体では約3000万の潜在的な汚染サイトがあり、その25万サイトは浄化が必要であると推定されている。また、EU圏全体の土壌汚染調査報告書は、25年までに5割程度汚染が解消される見込みである。

比較の緩い浄化基準

工業用地、事務所商業用地、住宅公園等、幼稚園

産業用地、住宅用地

利用制限あり(非住宅、表層の舗装等)、利用制限なし

出所: 各国法令や公表情報等からFINEV作成

(参考) 海外における浄化基準の考え方

① 購入時は十分なリスク管理を、一方、土地や施設の購入や企業の買収時には、環境リスクについて十分な調査が必要になる。施設をいったん所有するときは、さまざまなリスクが課せられることがある。調査を実施しないで購入した場合に、善管注意義務(善良な管理者としての注意義務)がなされていないとして免責等の範囲に影響が出るケースもある。購入時の調査は、その綿密に行う必要がある。

② 売却時には留意が必要

多くの国は土地所有者のみが一方的な責任を負うのではなく、汚染者責任等により過去の所有者や操業者にも過失責任が課せられる。売却先は管理しても、その後の販売先で土地利用用途が変更され、過失責任によって賠償責任等が生じる可能性がある。保険等を購入している場合にも賠償範囲や補償要件の確認も必要である。

④ 環境コンサルタントの資格、汚染土壌の取扱い事業者等の確認

各国で調査や浄化工事の資格認定が指定されており、環境コンサルタントに依頼する際には、資格要件を確認することが必要になる。また、汚染現場の調査や対策を行う際には、資格認定を受けた調査や対策を行うコンサルタントの資格認定を受ける必要がある。

## 中国はじめ土壌規制の動き活発化 日本企業の海外拠点管理で留意

【中国】 中国では水や大気などの環境問題と共に、土壌汚染の問題も深刻な状況になっている。今年4月に公表された数年にわたる政府の土壌汚染調査では、中国全土の約16%に土壌汚染が存在することを示している。世界銀行でも数年前に調査が実施され、米国の専門家はその規模を数十兆円と試算している。土壌汚染対策は喫緊の環境問題の一つ

【欧州】 調査やリスク評価の枠組みは米国や欧州で活用されている。リスク評価の仕組みを導入している。リスク評価の仕組みを導入している。リスク評価の仕組みを導入している。

【米国】 2013年A STME 1527-13発行 フェーズI 環境サイト調査 2014年A STME 1528-14発行

【オーストラリア】 2013年国としての土壌汚染規制が法制化、2014年に全面施行

【ブラジル】 2013年土壌汚染規制法改正

【ポーランド】 2014年8月改正環境保護法(土壌汚染規則の詳細追記) 9月5日から施行

## 国内最長の10年超モニタリングで、安全・安心な不溶化効果が 水源かん養保安林の環境で確認されています!

### シーリングソイルパウダー (SSP)

- 水源かん養保安林内のトンネル工事にともなう重金属汚染土壌の不溶化ほか
- 全国各地で30万m<sup>3</sup>以上の施工実績と長年の効果実証
- 天然ゼオライトの吸着機能利用による低コスト・低負荷の環境修復技術

SSパウダーによる不溶化処理

浸出水の自主モニタリング

### ヘビメタ☆クリーンZ

NETIS登録 登録番号: KT-120054-A

- 公共トンネル工事にともなう重金属汚染地下水の排水処理に採用!
- 高い吸着力(砒素・鉛などの重金属類を高度に吸着します)
- 広いpH範囲に有効(酸・アルカリ環境化でも吸着能力を維持します)
- 粒度を選択可能(用途に応じて粉状・粒状をご提案します)
- 低コスト(価格・性能面で高いコストパフォーマンスを実現します)

### 正会員

長年の研究開発と施工実績に基づいて 安全で安心な技術をご提供します。

- 株式会社アステック東京
- 飛島建設株式会社
- 株式会社ユーディーケー
- 蓮井建設株式会社
- 玉石重機株式会社
- 株式会社ハマダ
- 大福工業株式会社

### 賛助会員

施工機械や改良資材等でオンサイト工法をサポートします。

- 三井金属資源開発株式会社
- 若築建設株式会社
- オーガニック・システム株式会社
- 大畑建設株式会社
- 株式会社吉光組
- 佐藤工業株式会社
- 緑商事株式会社
- 株式会社三央
- 株式会社道端組
- 吉澤石灰工業株式会社
- 株式会社大原工務店
- 三協興産株式会社
- 株式会社増岡組東京支店
- 栄臨建設株式会社東京支店
- 川中島建設株式会社
- アイサワ工業株式会社大阪支店
- コマツ建機販売株式会社
- 株式会社イズカ
- りんかい日産建設株式会社
- 株式会社エルエフ関西

## シーリングソイル協会 The Sealing Soil Society

全国各地の会員および本部事務局にお気軽にご相談下さい

本部事務局: 株式会社 アステック東京

〒132-0035 東京都江戸川区平井5-21-3 Tel.03-5631-2173 Fax.03-5631-2172

E-mail: info@sealingsoil.gr.jp URL: http://www.sealingsoil.gr.jp